

岡山県公立学校の働き方改革緊急宣言

岡山県の子どもたちのために
学校の働き方改革に
ご理解・ご協力をお願いします。



教員が教員でなければできない業務に全力投球でき、子どもたちに対して、効果的な教育活動を行うことができる環境を目指します。

教員の勤務時間を考慮した
登下校時刻や外部対応時間の設定

教員の1日の勤務時間は7時間45分
(例 8:15~16:45 途中45分の休憩を含む。)
※教員には「時間外勤務手当」はありません。

部活動は方針を厳守

部活動休養日：平日1日、土日1日以上
活動時間の目安：平日長くとも2時間程度、
休日長くとも3時間程度

学校行事の精選・統合

保護者への文書等のデジタル化

各種団体等からの依頼対応の精選



※県教育長からの
メッセージはこちら



※働き方改革に関する
取組の詳細はこちら

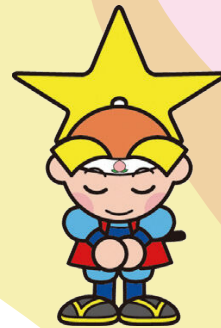


※保護者・地域関係者向け
動画はこちら

岡山県の子どもたちのために、

学校の働き方改革に

ご理解・ご協力をお願いします。



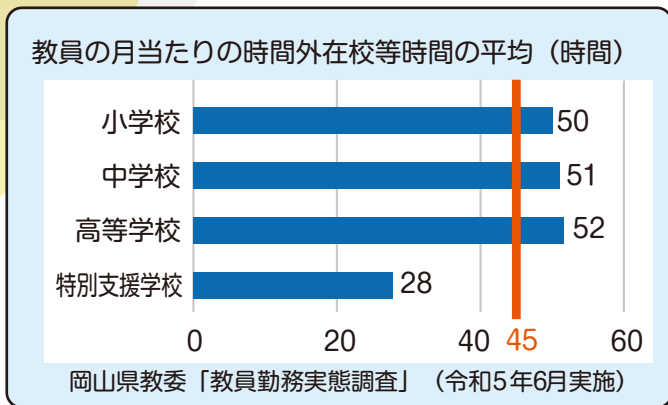
©岡山県「ももっち」

働き方改革の目的

この改革の目的は、学校のこれまでの働き方を見直し、教員の健康を守ることはもとより、教員が新しい知識や技能を学び続ける時間を確保し、自らの人間性や創造性を高めることで、**子どもたちに対してより良い教育**を提供することができるようにし、**子どもたちの豊かな成長**につなげることです。

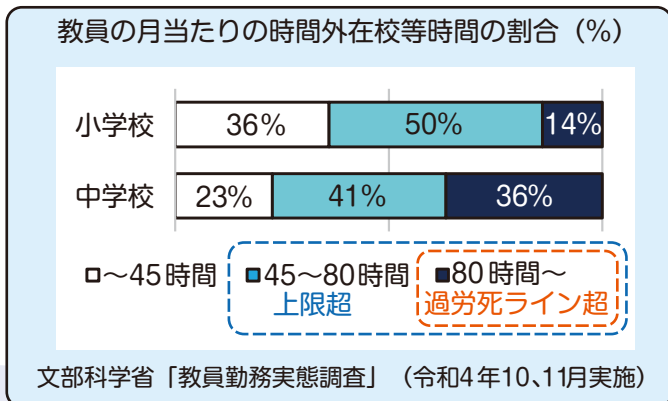
長時間勤務の実態

岡山県の状況



教員の時間外在校等時間（いわゆる残業時間）の上限は、国の指針や県の規則等で、1箇月につき**45時間**、1年につき**360時間**と定められていますが、岡山県の小学校、中学校、高等学校では、月の平均値でも**上限の45時間を超える**状況となっています。

全国の状況



また、令和4年の国の調査では、月45時間の上限を超える状況に相当する教員が、小学校で**64%**、中学校で**77%**、月80時間の「過労死ライン」を超える状況に相当する教員が、小学校で**14%**、中学校で**36%**存在することが明らかになっています。

全国的に、依然として長時間勤務の教員が多い状況が続いています。

教員を取り巻く環境をより良いものとすることは待ったなし。

教育委員会では、**教員が教員でなければできない業務に全力投球**でき、子どもたちに対して、**効果的な教育活動を行う**ことができる環境を目指しています。

国全体で学校の働き方改革が求められています

このような状況を踏まえ、令和5年8月には、国の中央教育審議会からの緊急提言や文部科学大臣メッセージが公表されました。その中では、教員が教員でなければできない業務に集中して、**教育の質の向上**に取り組むため、**学校・家庭・地域の連携分担**がこれまで以上に求められています。更なる連携・協働のためには、教育委員会等がメッセージを発するとともに、学校が保護者や地域関係者とより積極的にコミュニケーションを図ることが必要であり、その際、**業務の優先順位を踏まえた思い切った精選・見直し**や**教員と保護者や地域関係者との役割分担の見直し等の相談**を行うことが必要とされています。

国が示した「学校・教師が担う業務の3分類」

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
<ul style="list-style-type: none">①登下校に関する対応②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応③学校徴収金の徴収・管理④地域ボランティアとの連絡調整 <p>※その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。</p>	<ul style="list-style-type: none">⑤調査・統計等への回答等（事務職員）⑥児童生徒の休み時間における対応（輪番、地域ボランティア等）⑦校内清掃（輪番、地域ボランティア等）⑧部活動（部活動指導員） <p>※部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。</p>	<ul style="list-style-type: none">⑨給食時の対応（学級担任と栄養教諭等との連携等）⑩授業準備（補助的業務へのサポートスタッフの参画等）⑪学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等）⑫学校行事の準備・運営（事務職員等との連携、一部外部委託等）⑬進路指導（事務職員や外部人材との連携・協力等）⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携・協力等）

※新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）（第213号）（平成31年1月25日）

学校運営協議会等での積極的な議論を

学校に対しては、**保護者や地域住民等の理解・協力**を得ながら学校の働き方改革を進めていくため、学校の働き方改革について、**学校運営協議会等の場**で積極的に議題として取り扱うよう促しています。

保護者や地域のみなさまには、現在も多くの学校で、**登下校の見守り**や**清掃活動**などのボランティア活動にご協力いただいています。「学校・教師が担う業務の3分類」も踏まえ、今後も引き続き、多くの方々にボランティアとして学校の活動にお力をお貸しいただければ幸いです。

参考

- 文部科学大臣メッセージ「子供たちのための学校の働き方改革できることを直ちに、一緒に」（令和5年8月29日）



- 学校における働き方改革保護者・地域関係者向け動画「力を合わせて学校の働き方改革を子どもたちの笑顔のために」（令和5年4月、岡山県教育委員会）



教員が**効果的な教育活動**を行うため、次の取組へのご理解・ご協力をお願いします。

① 教員の勤務時間を考慮した対応

教育委員会では、**教員の勤務時間を考慮**した児童生徒の適切な登下校時刻の設定等を目指しています。また、**学校への電話連絡等**は、原則として、**勤務時間内**をお願いします。

- 岡山県の教員の1日の勤務時間は7時間45分であり、例えば、8:15～16:45（途中、45分の休憩時間を含む。）などとなっています。
- 法律では、校長が教員に時間外勤務を命じることができるのは、次の4つの場合のみです。（生徒の実習、修学旅行などの学校行事、教職員会議、非常災害等やむを得ない場合）
- 教員には、時間外に勤務していても「**時間外勤務手当**」は支給されません。

② 学校行事の精選・統合

教育委員会では、学校に対して、児童生徒の実態を踏まえた学校行事の見直しを促しています。**これまで続いてきた行事であっても**、教育的価値を検討しつつ、**精選**や**統合**を行う場合があります。

【例】・運動会での開会式の簡素化や全体行進を省略することによる全体練習時間の削減
・入学式・卒業式における慣例的・形式的な要素の見直し

③ ICTの活用

教育委員会では、学校の働き方改革に加え、保護者の利便性の向上も踏まえ、**欠席・遅刻連絡のデジタル化**や**保護者への文書のデジタル化**等を目指しています。

④ 部活動の実施

国のガイドラインを踏まえ、教育委員会では、「学校部活動の在り方に関する方針」を策定し、部活動休養日や活動時間の目安を踏まえた部活動の計画・実施を推進しています。

部活動休養日：週当たり2日以上（平日1日、土日1日以上）

活動時間の目安：平日2時間程度、休日3時間程度

また、特に中学校においては、地域や学校の実情に応じて、**休日の部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行**を進めています。

⑤ 各種団体等の皆さまへ

学校には、各種団体等から児童生徒・保護者を対象とした**チラシ等の配布、作品募集、参加のとりまとめ**等の依頼が届きますが、**学校を經由しない方法**での実施をご検討ください。また、**慣例的に続いている地域行事や各種会議等への教員の参加**について、教員の時間外勤務の状況等を踏まえ、**参加を取りやめたり、大幅な削減**をしたりする場合があります。各種団体等の皆さまは、**学校への各種の依頼**について、**見直しや内容の精選**に向けた積極的な検討をお願いします。